

香芝市告示第 1 4 0 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 6 4 条の規定による通知書を送達すべきところ、次の送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、同法第 2 0 条の 2 及び香芝市税条例（昭和 3 2 年条例第 2 号）第 1 8 条の規定により公示送達します。この公示送達に係る関係書類は、課税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

また、同法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、本公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなします。

令和 8 年 6 月 2 3 日

香芝市長 三 橋 和 史

送達を受けるべき者

中面 恭一（中面 俊之 分）
